

2019年9月25日

埼玉県知事 大野元裕 様  
埼玉県教育長 小松弥生 様

埼玉県学童保育連絡協議会 会長 長倉 香

## 埼玉県の学童保育施策及び2020年度県予算案に関する要望書

埼玉県におかれましては、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

1973年に埼玉県は県の単独事業として「常勤の指導員2名を配置する人件費補助制度」を誕生させ、市町村に対して学童保育づくりを奨励し、予算的にも支えてきました。さらに障害児に対する施策の創設や充実でも一貫して支援していただいています。

2015年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）がスタートするに当たり県は、2004年に策定した「県放課後児童クラブ運営基準」の主要な箇所を継承した「県放課後児童クラブガイドライン（以下、「県ガイドライン」）」を作成しました。それに沿った点検と公表を行っている事や、国の新規施策・補助をすべて県の施策として取り込み、その上に、県単独施策を積み上げる県の姿勢は、今後も本事業において全国をリードし、市町村の学童保育事業の底上げを図るものと評価します。

しかし依然として多くの課題を抱えています。重大かつ緊急に解決すべきものとして、

- ① 資格を持った支援員の複数配置が国の「従うべき基準」から「参酌基準」とされたことで、市町村の基準が下げられ、子どもの安全安心な保育と保育の質の低下が危惧される等、県内の学童保育の安全性と質の格差拡大が懸念されます。
- ② 全国で2番目に多い待機児童数や大規模クラブの解消が進んでいない。
- ③ 指導員の処遇等が不十分なため、指導員不足が改善されず、安全な職員配置での開設が確保できない状況にある。また、2015年度に比べて常勤複数配置クラブが23.7%も減少しており、安全と保育の質が危険な状況であり早急な改善が望まれる。
- ④ 障害児を受け入れている学童保育が少なく、受け入れている現場を支援すしくみも不十分です。県は広域行政として自治体支援のため、障害児専門家による巡回相談等の実施が望まれます。

これ以外にも現場には問題が山積みにされています。

全ての市町村で、質が担保された運営、学童保育事業が安定的に継続的に実施されること、必要とするだれもが利用できるようにすることが、県の責務であると再確認いただき、私たち現場の声も合わせて今後の施策の更なる充実をお願いいたします。

以上の趣旨から以下を要望致します。

---

記

### I. 国の省令基準の「従うべき基準」の参酌化について

県は学童保育の子どもたちの安全・安心と質の向上を旨につくられた「県ガイドライン」をもとに、

**市町村の設備運営基準を現在の水準を維持し改善するよう支援してください。**

先の国会において、児童福祉法が「改正」され、資格者の支援員の複数配置が「従うべき基準」から「参酌基準」とされました。「参酌基準」とされたことにより、おおむね 40 人の児童に対して資格のない「放課後児童支援員（指導員）」がたった 1 人で保育に携わることも容認されてしまい、子どもたちの安全・安心が著しく脅かされる事態が想定されます。

埼玉県議会は昨年 6 月議会にて、全国に先駆けて「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」を国に提出しています。

児童福祉法の改正に伴い、基準条例制定者である市町村の対応がせまられています。埼玉県はもとより国基準の、「県内クラブの安全性と保育水準が下がらないよう、『県クラブガイドライン』の遵守を市町村にはたらきかけていく」との立場を示しています。「県ガイドライン」は、「児童数 20 人未満に放課後児童支援員 2 名以上、20 人以上に 3 名以上」「常勤で複数配置に努める」としており、質の向上という埼玉県の指針を示すものです。

## Ⅱ. 2020 年度の県施策・予算に関する要望

---

**1. 「待機児童ゼロ」「大規模解消」を政策目標に掲げ、必要な予算化を図ってください。**

(1) 「支援の単位」に対応する施設整備費や運営費、「放課後子ども環境整備事業」等を引き続き予算化してください。同時に、市町村にも広報を行うなどして県が主導的な役割を果たしてください。

(2) 大規模クラブの「分割計画」を市町村に提出させ、その結果を公表してください。

埼玉県が実施している「放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査」によると、「40 人以下の適正規模である支援の単位は、1,686 か所のうち 976 か所で、全体の 57.9%」「一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合に、支援の単位ごとに壁やパーテーションで区切らずに実施している支援の単位は、1,686 か所のうち 274 か所で、全体の 16.3%」となっています（2018 年 5 月）。

(3) 【県教育局に対して】学校施設等を学童保育の専用施設（室）として活用できるよう、市町村教育委員会に対して積極的な指導を行ってください。

児童福祉法 56-7 第 2 項は、公有財産について、学童保育（放課後児童健全育成事業）への積極的な活用を促しています。教育委員会と協力し、活用事例集等を発行し公有財産・学校内施設の有効な活用、学校敷地内の施設整備を推進してください。

**2. 指導員不足を解消するために**

(1) 「県設備運営状況調査」の結果、「常勤の人数の平均」が「1 人」を下回っている地域については、子どもの安全確保の観点から改善を図るように強くはたらきかけてください。

(2) 県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」等について

① 「運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

また、政令指定都市及び中核市も対象となるように改善してください。

② 常勤職員を複数配置しているクラブに対して、県単独補助の加算を図ってください。

2018 年度の「県設備運営状況調査」によると、「常勤職員を複数配置しているクラブは 1,686 か所のうち

1,080 か所で、全体の 64.1%」にとどまっています（2014 年度の同調査によると、913 か所のうち 802 か所で、全体の 87.8%）。

県単独補助は、20 人以上に 3 人の職員配置に対して支出されていますが、常勤配置を補助の要件としてはしていません。

**③緊急に指導員を確保するために県単独の「放課後児童支援員緊急確保事業」を創設してください。**

保育の分野においては、保育士の欠員対策や定着を目的として、自治体独自で給与加算や家賃手当て等の新たな施策を講じるなどして独自の努力が進んでいます。

**(3) 国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について**

①両事業の積極的な活用を市町村へはたらきかけてください。

②18 時 30 分を超えて開所していないクラブに対して、保護者のニーズに合わせて開所時間を延長し、併せて、本事業の対象となるように市町村へはたらきかけてください。

「県ガイドライン」は「開所時間は、保護者の労働などの実態に合わせて延長するよう努めること」としています。

**(4) 国は今年度、「保育士・保育所支援センター設置運営事業」の拡充を図り、同センターの業務に「放課後児童クラブの人材確保支援」を加えました。埼玉県と同センターの業務に「放課後児童クラブの人材確保支援」を加え、具体化を図ってください。**

**3. 障害児保育の質的量的な拡充を図るために**

(1) 「県ガイドライン」では、受入れの対象となる障害児の認定について市町村の裁量を認めています。市町村にこのことを広報し、入所を希望する障害児の入所の促進を図ってください。

(2) 専門家を派遣して保育現場と家族を支援する「学童保育専門の巡回相談」制度を創設してください。

「県設備運営状況調査」（2018 年 5 月）によると、障害児が在籍している支援の単位は 1,686 か所のうち 757 か所で、全体の 44.9%。受け入れている障害児数数は 1,392 人で、全児童数 68,396 人の 2.0%。受け入れゼロの市町村も 7 市町村あり、受け入れに偏りがみられます。「県ガイドライン」は、「保護者が労働等により昼間家庭にいない場合の小学校に就学している児童などで、障害のある児童に対して、放課後の生活を通して様々な児童と活動をともにすることにより、障害児の健全育成を図るよう努める」と明記しています。

また、国は 2018 年度予算で新規に「放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置」を施策化しました。

**4. 「放課後児童支援員認定資格研修会」について**

(1) 「放課後児童支援員認定資格研修」の確実な実施を進めてください。

厚生労働省は、「放課後児童支援員認定資格研修」について、学童保育増に伴う指導員の増加や指導員の退職に伴う新規採用などの状況をふまえて、同研修の終了を予定していた 2020 年度以降も、継続する意向を示しています。県として必要な受講者数を調査し、同研修の確実な実施を進めてください。

(2) 放課後児童支援員資格についての経過措置期間が切れる 2020 年 4 月以降、開設できない学童保育が出ないように、適切な措置をとるように市町村へはたらきかけてください。

現行の猶予規定により、2020 年 3 月末までは、教員や保育士等の基礎資格を有していれば、放課後児童支援員資格を有しているとみなしていますが、2020 年 4 月時点でこの猶予規定が修了し、放課後児童支援員認定資格研

修を修了していない者は放課後児童支援員資格の無資格者とされます。

現行制度は、放課後児童支援員の1人以上の配置を必須としており、このままでは4月時点で開設できない学童保育が出てくる可能性があります。

**5. 「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」にもとづく「整備・運営状況調査」について、調査と調査結果の公開を継続してください。**

**6. 保護者会の実施状況（内容や開催時間等）について調査をおこなってください。また市町村へ好事例を紹介してください。**

放課後児童クラブは「保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにする」（『放課後児童クラブ運営指針解説書』）ことで、子育ての孤立化を抑止することが求められています。保護者会は「子育てを通じて交流し、協力し合うことができる保護者間の関係が築かれる」（同）場であり、積極的に取り組むことが望まれます。

昨年のお話し合いで県は、保護者会の実施状況調査と好事例の発信を約束しました。

**7. 「指定管理者制度」や企業参入に関して**

（1）「既に指定管理者制度を導入してしまっている」、「導入せざるを得ない」場合であっても、導入の是非を含め住民や利用対象保護者、児童、関係者の意向を尊重することと合わせ、十分な説明責任を果たす必要があることを徹底して該当の市町村に注意喚起してください。

（2）指定管理者制度や企業参入が増加傾向にあります。しかし、どのような事業者が実施する場合でも学童保育の質の確保は必須です。今後に向け指定管理者制度や企業参入の際に留意すべき点や基準、仕組み等のルール作りについて、当会と一緒に検討する場を設けてください。

私たちは、事業の継続性・安定性を脅かす指定管理者制度は、学童保育には相容れないと考え、反対の立場をとっています。また、営利第一主義の企業参入にも反対です。

**8. 利用料等の保護者負担の軽減策を講じてください**

学童保育の利用料が高額のため、入所を断念する世帯があります。公立公営などのように市町村が減免措置を講じているところもありますが、民間学童保育については少数にとどまっています。

### **Ⅲ. 2020年度予算等について、政府・厚生労働省等に対する要望**

---

学童保育を含む児童福祉施設・事業は、元来、公的責任の下で行われるべきものです。県として、公的責任を後退させるのではなく、より強めるものになるように、以下のことを国に働きかけてください。

**1. 運営費補助等に関する要望**

（1）現在の学童保育の事業「放課後児童健全育成事業」は、単年度毎の補助事業にとどまっており、

保育所の「国庫負担金」（※注）のように義務的支出金とはなっておらず、保育を受ける権利が保障されているとは言えません。学童保育制度の抜本的な改革を進めてください

※ 「国庫負担金」 地方公共団体が行う事務のうち、国が共同責任を持つ事務に対して経費の一定割合を義務的に負担する給付

**(2) 学童保育の運営費の半分を保護者負担とする考え方を是正してください。**

今年度国の方針により教育・保育の無償化がなされました。一方学童保育は、運営費の半分を保護者負担とする考え方が示され、近年多くの地域で値上げされています。また県内の保育料の最高額調査では、1万円以上が40市町村に及んでいます。保護者負担の新たな小一の一の壁となっております。

**(3) 国の補助率を現行の3分の1から、保育所と同じように2分の1となるようにしてください。**

現在の放課後児童クラブの運営費補助単価は実態と比べて不十分です。また国の補助単価は、児童40人規模の場合、常勤職員1名、非常勤2名の積算としており、常勤複数体制での積算となっております。最低賃金の増額などに伴って指導員の給与水準も上がっています。運営費補助単価の大幅な単価増を図ってください。

**(4) 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」について**

① 指導員不足の解消は喫緊の課題です。かつての保育所における「保育士緊急確保事業」と同様に、国として全額公費で負担するように働きかけてください。

② 「常勤指導員を配置するための追加費用」の算定方法など、容易に事業内容やしくみが分かるようにしてください。

③ 18時～18時30分まで開所しているクラブについても、対象となるように改善してください。  
同事業を申請しない理由として、申請していない26市町村中18市町村が「18時30分以降開所していないから」と回答しています（2018年9月、埼玉県学童保育連絡協議会調べ）。

④ 国・厚労省に対して、補助金制度よりも法的に強固な公費支出システムとなるよう強く求めてください。

この事業は、県内市町村の37市町（58.7%）の申請にとどまっています（同）。

**(5) 放課後児童支援員の資質向上のために**

① 国家資格としての資格制度づくりを進めてください。

「放課後児童支援員認定資格研修」は、初めて国としての資格制度を設けたものとして評価します。しかし、16科目24時間の研修で資格取得となるもので、保育士や教員等の国家資格取得制度と比べて不十分です。

② 質の高い研修が可能となるように、「放課後児童支援員認定資格研修」の補助の単価増と現任研修に対する補助の単価増を図ってください。

**(6) 利用料等の保護者負担の軽減策を講じてください。**

因みに、全国知事会が2018年5月18日の知事会議において「少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言」の1つの項目として「放課後児童クラブにおける…利用料の無償化」を提案しています。

## 2. 施設・整備費等についての要望

**(1) 国に対して、「おおむね40人の支援の単位」毎で明確に分離・分割を図るようにはたらきかけてください。**

国は「おおむね40人の支援の単位」毎で明確に分離・分割を図るようには規定していません。その結果として大規模クラブが放置されている実態があります。一方、「県ガイドライン」では、「一つのクラブを複数の支援単位

に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーテーションで区切るよう努めること」と記しています。

(2) 大規模学童保育の適正な分割・新設に地方自治体が積極的に対応できるよう、施設整備費等の補助率の見直しを継続してください。また、他の施策による特別な財政措置など特別な措置を講ずるようしてください。

(3) 平成 29 年度（2014 年度）以前より実施されている民家・アパート等を利用した場合の賃借料補助について補助対象としてください。

「放課後児童クラブ運営支援事業」は「平成 27 年度以降に新たに実施した事業」を補助対象としていますが、対象となったクラブは次年度以降も本事業の対象となっています。そうすると、26 年度以前から民家・アパートなどを利用しているクラブとの間で不公平が生じます。

### 3. 「放課後子ども総合プラン」についての要望

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の両者と一緒にやる事と捉える誤解を拡げないために、「一体型」ではなく「連携」と表記するよう修正を国に働きかけてください。

「放課後子ども総合プラン」においての「一体型」は、すなわち、「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携」ということです。「埼玉県子育て応援行動計画」においても、「一体型」という表記から受ける誤解を避ける趣旨から「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携」としています。

以 上